

個人所得に係る主な税制改正の概要

令和8年度（令和7年分）以降の適用分

- 1 所得税の基礎控除の見直し ※住民税は従来とおり
控除額は以下のとおり

【基礎控除】

合計所得金額	基礎控除額		改正前 48万円	
	改正後			
	令和7・8年分	令和9年分以後		
132万円以下	95万円		48万円	
132万円以超 336万円以下	88万円	58万円		
336万円以超 489万円以下	68万円			
489万円以超 655万円以下	63万円			
635万円以超 2,350万円以下	58万円			

※ 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

- 2 給与所得控除の見直し

【給与所得控除】

給与収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5千円以下		55万円
162万5千円超 180万円以下	65万円	給与収入×40% - 10万円
180万円超 190万円以下		給与収入×30% + 8万円

※ 給与収入金額が190万円超の場合給与所得控除額に改正はなし

3 各種控除における所得要件等の引き上げ

内容	改正後	改正前
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	58万円	48万円
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額		
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生の合計所得金額	85万円	75万円
家内労働者の特例における必要経費の最低保証額	65万円	55万円

4 特定親族特別控除の創設

特定親族とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、専従者は除く）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額	
	所得税	住民税
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円	
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円	45万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円	
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円	3万円

5 住宅ローン控除の拡充・延長

- ① 借入限度額について、子育て世帯等（18歳以下の扶養親族を有する者又は自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者）が令和7年1月1日から同年12月31日までの間に入居する場合には、以下の表のとおり適用する。（改正前：令和6年1月1日から同年12月31日までの間に入居）
- ② 新築住宅の床面積要件を40m²以上に緩和する措置（合計所得金額1,000万円以下の年分に限る。）について、建築確認の期限を令和7年12月31日（改正前：令和6年12月31日）に延長する。

		《入居年》	令和7年 ●子育て世帯等	令和7年 ●非子育て世帯等			
借入限度額	新築住宅・買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円			
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円			
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円			
		その他の住宅	0円	0円			
既存住宅	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅	3,000万円	3,000万円			
		ZEH水準省エネ住宅					
		省エネ基準適合住宅					
		その他の住宅	2,000万円	2,000万円			
控除期間		新築住宅・買取再販	13年				
		既存住宅	10年				
所得要件		2,000万円					
床面積要件		50m ² (新築の場合、令和7年までに建築確認：40m ² 【今回改正内容】 (所得要件 1,000万円))					